

第1 重要事項説明書

訪問看護サービスのご利用者様（以下「利用者」と表記させて頂きます。）が、訪問看護の事業者又はサービスを選択する上で必要となる重要事項を次のとおり説明いたします。

利用者のご家族様（以下「家族」と表記させて頂きます。）もご確認ください。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 サンライフ
所在地	兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目1番1号
代表者名	代表取締役 石上妃呂未
電話番号	0797-72-8058
創立年月日	平成25年1月21日

2. 事業所概要

事業の種類	指定（介護予防）訪問看護
施設等の区分	訪問看護事業所（訪問看護ステーション）
事業所名	訪問看護ステーション ハートケア
所在地	兵庫県尼崎市南武庫之荘2丁目4-12-302

管理者氏名	石上妃呂未
電話番号	06-6431-1160
開設年月日	平成 25 年 5 月 1 日
指定番号	尼崎市指定 第 2863090573 号
事業の実施地域	尼崎市全域、伊丹市（山陽新幹線より南側）、西宮市（西宮北口より東） ※上記以外にお住まいの方は要相談
営業日	月曜日～土曜日（12月31日～1月2日を除く）
営業時間	午前8時45分から午後5時30分
併設事業所	指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンターさんらいふ

3.事業の目的と運営方針

a.事業の目的

利用者が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。

b.運営の方針

- (1) 訪問看護ステーション ハートケア（以下、「事業所」といいます。）は介護保険法その他関係法令を厳守します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問看護を提供します。
- (3) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供します。
- (4) 定期的に、訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図ります。
- (5) 訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護支援事業者、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4.事業所の職員体制（令和6年6月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師・保健師・准看護師	5名	1名
理学療法士	2名	1名

5.主なサービス内容

- (1) 訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族へ説明を行います。
- (2) 利用者の希望、主治医の指示書及び、ケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を訪問看護計画書に記載し、利用者に提供します。
- (3) 訪問看護計画書に基づく指定（介護予防）訪問看護を実施します。
- (4) 主治医等関係者への情報提供を行います。

6.利用料

基本利用料として、健康保険法、老人保健法及び介護保険法に規定されている厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

お支払いは基本的には口座振替による引き落としをお願いしています。

※お届け印の不鮮明や相違等で引き落としが困難な場合、振り込みをお願いする場合があります。（振込手数料は負担ください）

7.訪問看護の利用中止（キャンセル）の連絡

利用者側の都合による、特定の日時における訪問看護の利用の中止（キャンセル）

は、**中止を希望する日の前営業日の正午**までにご連絡ください。

 06-6431-1160

※留守番電話になった場合は**利用者名とキャンセル日時**をお伝えください

前日正午までの連絡の場合	キャンセル料はかかりません
当日の連絡又は連絡がない場合	利用者負担額の全額を請求いたします

※利用者の急な入院やその他やむを得ない事由がある場合、キャンセル料を請求しない場合があります。

尚、**月曜日の利用を中止する場合は**、前日の日曜日は営業日ではないので、土曜日が前営業日となります。**土曜日の正午**までにご連絡いただければ、キャンセル料はかかりません。

8.緊急時訪問看護加算に係る体制

利用者又は家族等から電話により看護に関する意見を求められた場合に24時間対応できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にあります。この対応は利用者の同意を得て実施いたします。但し、**災害時**の

安否確認などの要請での緊急訪問はいたしません。又、自然災害等の影響で訪問看護サービスの提供が困難な場合は看護師の訪問をお断りする場合があります。

9.社会情勢及び天災時の対応

(1) 社会情勢の急激な変化、地震・風水害など著しい社会秩序の混乱等により、訪問看護サービスの提供が困難な場合は訪問日時の変更又はお断りする場合があります。

(2) 上記状況により、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合は、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

10.守秘義務及び個人情報の取扱い

守秘義務：事業者の職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

個人情報の取扱い：事業者又は家族等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を厳守して適切に取り扱います。

11.高齢者虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止などの為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 訪問看護利用に当たっての留意事項

(1) 医療保険の訪問看護の対象者

下欄に記載の疾病などの患者及び医療保険の精神科訪問看護の利用者は、医療保険の訪問看護の対象となる為、介護保険の訪問看護は利用できません。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患
(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)

多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)
プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソーゾーム病、副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋委縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群

頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

(2) 主治医の特別指示がある場合

主治医が、利用者の急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特

別指示（特別指示書の交付）を行った場合は、交付の日から 14 日間を限度として医療保険の対象となる為、この間、介護保険の訪問看護は利用できません。

(3) 他のステーションを利用する場合

2つ以上の訪問看護ステーションを利用する場合は、サービスの調整等が必要になりますのでお知らせください。

(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の提供について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師又は准看護師の代わりに訪問看護を提供します。概ね 3ヶ月に 1 回程度、当該事業所の看護職員により、利用者の状態の適切な評価を行うものとします。

(5) 情報提供

利用者の病状及び心身の状況等に応じた適正なサービスを利用する為に、これらについてできるだけ正確な情報をご提供ください。

(6) 電気・ガス又は水道の無償私用

看護師等が訪問看護の提供の為に電気、ガス又は水道を使用する必要がある時は無償で使用させていただきます。

(7) 禁止行為

訪問看護の利用に当たって、以下の行為は行わないでください。

①看護師等の心身に危害を及ぼし平穏に業務を行う事を困難にする行為。

- ・ つねる、叩く、殴るなど身体に向けられた**暴力行為**
- ・ 怒鳴る、脅かす、威圧するなどにより**精神的圧迫**を加える行為
- ・ 体を触る、触らせるその他サービス従事者に向けて卑猥な言動をとる**セクハラ行為**
- ・ 訹謗中傷その他業務と無関係にサービス従事者の**人格を攻撃する行為**
- ・ 計画にないサービスあるいはサービス外の**労働を強要する行為**
- ・ 事業所内規則違反となる業務中の**飲食、金銭の受託等を強要する行為**
- ・ その他サービス従事者が**平穏に業務を行うことを困難にさせる行為**

②事業者又は事業所の運営に支障を与える行為

③その他、訪問看護の提供を困難にする行為

(8) 禁止行為への対応

利用者及びその関係者から、サービス従事者に対して禁止行為がなされた場合、事業所は

以下の対応を取ることを、利用者はあらかじめ了承するものとします。

1. 利用者の家族へのハラスメント行為の報告
2. 担当サービス従事者の交代（複数名訪問への切り替えを含む）
3. 主治医、保険者、警察等の関係機関へのハラスメント対応協議の為の情報提供
4. サービス提供の一時的停止（サービス提供の終了を含む）

13. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション ハートケア 担当者 石上 妃呂未	所在地 尼崎市南武庫之2丁目4-12-302 電話 06-6431-1160 FAX 06-6431-1168 受付時間 9:00~17:00(月~金)
尼崎市介護保険事業担当課	所在地 尼崎市東七松町1丁目23番1号 電話 06-6489-6322 FAX 06-6489-6329 受付時間 9:00~17:30(月~金)
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 電話 078-332-5617 FAX 078-332-5650

	受付時間 8：45～17：15（月～金）
--	----------------------